

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

- 不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令(経済産業四七)
- 一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令(同四八)

(告 示)

- 製造施設的位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する件(経済産業一八五)
- 道路に関する件
(九州地方整備局一三四、一三三)
- 道路に関する件
(沖縄総合事務局二六、三〇)
- 自動車専用道路を指定する件
(同三一)
- 危険物を積載する車両の水底トンネルの通行の禁止又は制限する件
(同三二)

(公 告)

諸事項

- 裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、独立行政法人教員研修センター平成二十二事業年度財務諸表関係
地方公共団体
公債抽せん(東京都区)、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省

令

○経済産業省令第四十七号

不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第十六条第一項及び第三項並びに第十七条の規定に基づき、不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月二十六日

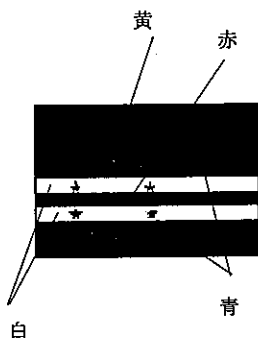
経済産業大臣 海江田万里

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令(平成六年通商産業省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

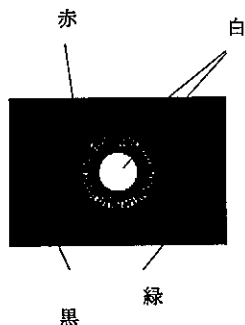
別表第一中カナダの項の次に次のように加える。

カーボヴェルデ



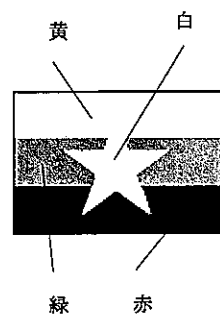
別表第一中マラウイの項を次のように改める。

マラウイ



別表第一中ミャンマーの項を次のように改める。

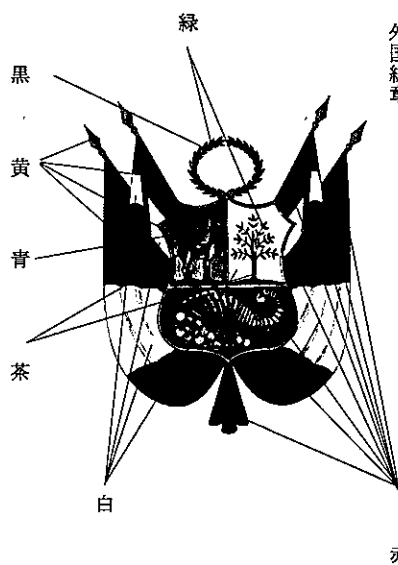
ミャンマー



別表第二中ノルウエーの項の次に次のように加える。

ベルー

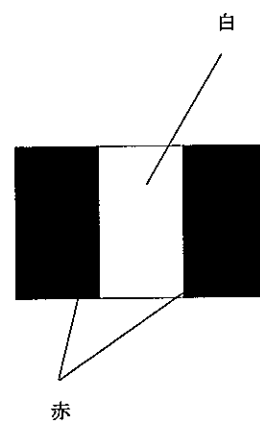
一 外国紋章



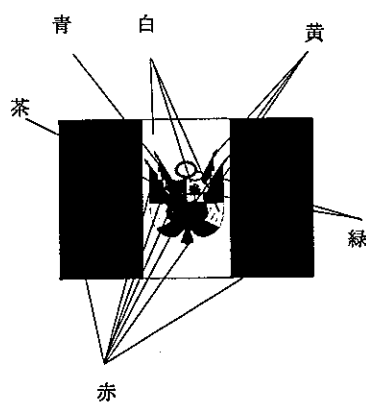
二 外国紋章



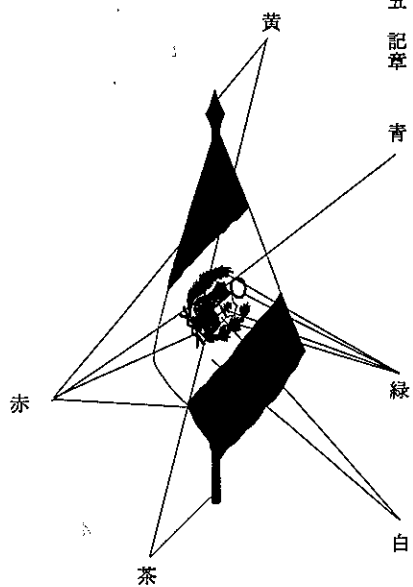
三 記章



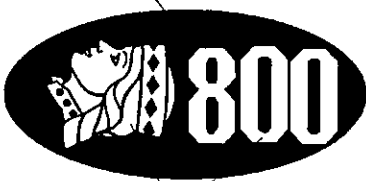
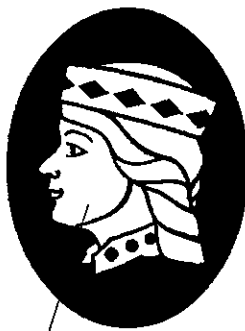
四 記章



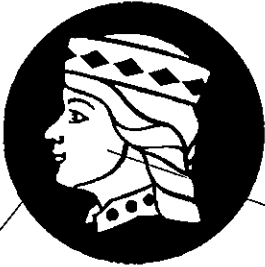
五 記章



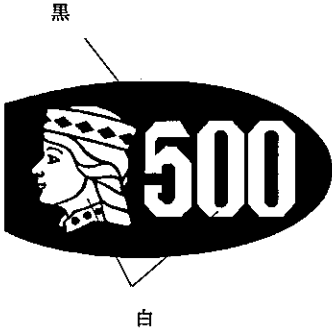
別表第三中ラトビアの項に次のように加える。

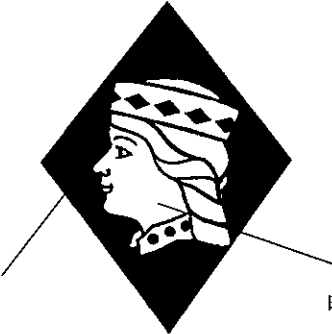
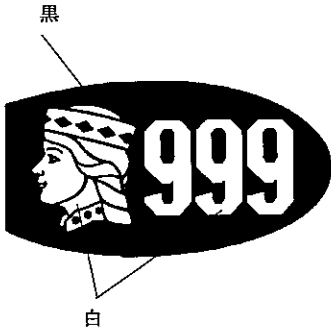
十八  黒 白	十七  黒 白	六 記章  緑 黒 茶 赤 青 白 黄
銀	銀	

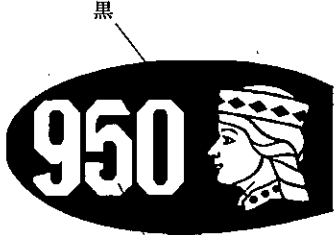
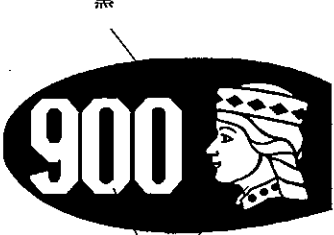
二十一  黒 白	二十  黒 白	十九  黒 白
銀	銀	銀

黒  白	黒  白	黒  白
金	金	金

黒  白	黒  白	黒  白
金	金	金

三十  白	二十九  白	二十八  黒 白
パラジウム	パラジウム	パラジウム

三十三  白	三十二  黒 白	三十一  白
白金	白金	パラジウム

三十六  白	三十五  白	三十四  白
白金	白金	白金

別表第三中シンガポールの項に次のように加える。

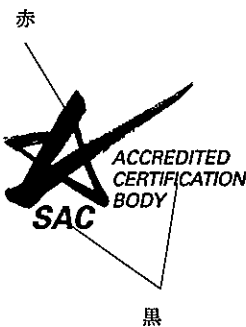
八



一般の金属及び合金。
 データ処理装置、自動
 銀行業務のための第九
 類に属する自動及びセ
 ルフサービス式の銀行
 業務の装置と機械、エ
 ンコード化された銀行
 カード、磁気データ記
 憶媒体を組み込んだ銀
 行カード、引き出し及
 び支払い目的で銀行で
 使用するための第九類
 に属する銀行業務装
 置、銀行用カード（エ
 ンコード又は磁気化さ
 れたもの）、クレジッ
 トカード用カードリー
 ダー、クレジットカー
 ドでの販売時に使用す
 るコンピュータ端末、
 コンピュータのハード
 ウェア及びソフトウェ
 ア、クレジットカード
 処理端末、クレジット
 カード・デビットカー
 ド及びチャージ式カー
 ドであつて、エンコー
 ド化又は磁気化された
 全てのもの、エンコー
 ド化されたカード、チ
 ャージ式カード・銀行

用カード・クレジット
カード・デビットカー
ド・決済用カードの認
証用の電子照合装置、
資金の電子送金に関し
て使用される及び一般
的な金融取引のための
エンコード化された又
は磁気化された又は磁
気化されたカード、紙
幣・硬貨の計数用及び
選別用の機械、銀行取
引機械、金融取引の自
動実行装置、電子銀行
取引装置、通信機器、
前記の全ての商品の部
品及び附属品。貴金属
及びその合金並びに貴
金属製品又は貴金属を
被覆した商品であつ
て、他の類に属しない
もの、未加工又は箔状
の金、貴金属製インゴ
ット。紙、厚紙及びこ
れらを材料とする製品
であつて、他の類に属
しないもの、印刷物、
出版物、教材（器具を
除く。）、プラスチック
製包装用品（他の類
に属するものを除
く。）であつて、保険

・財政業務・金融業務
・不動産業務に関する
全てのもの。広告、事
業の管理、事業の運
営、事務処理、会計監
査、経理事務の代行、
統計の編集。経済予
測、広告であつて保険
・財政業務・金融業務
・不動産業務に関する
全てのもの。保険、財
政業務、金融業務、不
動産業務。電気通信及
び電子通信サービスで
あつて、この類に属す
るもの、電子掲示板に
よる通信、電子計算機
端末による通信ネット
ワークへの接続の提
供、コンピュータを利
用したメッセージ及び
映像による通信であつ
て保険・財政業務・金
融業務・不動産業務に
関する全てのもの。教
育、訓練の提供、会議
の手配及び運営、セミ
ナーの手配及び運営及
び研修会の手配及び管
理、書籍やテキストの
制作、オンラインによ
る図書の供覧であつて

十一  赤 黒	十  赤 黒	九  橙	
適合性評価機関と認められた機関。すなわち、システムの認定、製品の認定、検査、測定及び点検等の活動における認証機関、研究所及び検査機関。	適合性評価機関と認められた機関。すなわち、システムの認定、製品の認定、検査、測定及び点検等の活動における認証機関、研究所及び検査機関。	飲料、冷凍食品、調味料及び香辛料、ソース、スナック類、加工食品、食用油に関する食品加工・調製若しくは包装技術の品質・安全性又は規格の証明。	保険・財政業務・金融業務・不動産業務に関する全てのもの。受託による研究開発であつて、保険・財政業務・金融業務・不動産業務に関する全てのもの。

別表第四中万国郵便連合の項に次のように加える。

七 UNIVERSAL POSTAL UNION 八 UNION POSTALE UNIVERSELLE 九  黒	十三  赤 黒	十二  赤 黒
	適合性評価機関と認められた機関。すなわち、システムの認定、製品の認定、検査、測定及び点検等の活動における認証機関、研究所及び検査機関。	適合性評価機関と認められた機関。すなわち、システムの認定、製品の認定、検査、測定及び点検等の活動における認証機関、研究所及び検査機関。

